原発事故の情報を漏らしたら罰せられる？！

秘密情報に関係していなくても，身辺の調査がされる？！

私たちが知りたい情報が開示されなくなる？！

秘密の範囲が分からなくても罰せられる？！

私たち市民に身近な問題です

秘密保全法制に反対します！

政府は，昨年８月に「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」が取りまとめた報告書を受けて，本年の通常国会に秘密保全法制に関する法案を提出すべく準備しています。

法案の基となる報告書の内容は，秘密探知行為である「特定取得行為」を処罰対象にするなど，報道機関の取材活動や報道について重大な影響を及ぼすおそれがあり，憲法上の諸原理に対する重大な脅威になる可能性が高いものです。ほかにも，①立法事実を欠くこと，②秘密の概念が曖昧であり，罪刑法定主義に反すること，③公開の法廷で裁判を受ける権利や弁護を受ける権利を侵害するおそれがあることなどの問題点もはらんでいます。このような問題点については，十分に国民の間で周知．議論がなされていません。

秘密保全法に反対する会（仮称）／自由法曹団愛知支部

名古屋市熱田区新尾頭一丁目６番９号金山大和ビル

弁護士法人名古屋南部法律事務所気付　電話　０５２－６８２－３２１１

●● ① 対象となる秘密の範囲は、無制限●●

秘密保全法について、政府の有識者会議の報告によると、①国の安全、②外交、公共の安全及び秩序の維持、の３分野を対象としています。
この３分野を対象とするものの、実質的には秘密の範囲は無制限です。
例えば、ＴＰＰ参加交渉に関することは、「外交」分野にあたるということもできますし、原子力発電所の問題は、「公共の安全」として、関係する全ての情報が「秘密」の情報とされてしまいます。

●● ② 誰が「秘密」って決めるの？

ー情報を保持する行政自身●●

「秘密」である事項を決めるのは、行政自身です。
「秘密」と指定してしまえば、その情報はことごとく「秘密」となります。
しかも、その指定については第三者のチェックは全くありません。
都合の悪い情報は、全て秘密にしてしまうことができます。

●● ③ 対象者は公務員だけ？

ー私たち市民も対象です●●

秘密保全法が処罰の対象としている人は、取扱業務者（秘密の作成・取得の趣旨に従い特別秘密を取り扱う者）と、業務知得者（自己の業務の遂行のために必要性が認められて秘密の伝達を受け、これを知得する者）が対象となります。
上記①にふれたように、あらゆる分野のことが秘密の情報となる以上、様々な分野で働く労働者、技術者、経営者等など、これを「知得」する者の範囲も、事実上無制限となりかねません。
さらに、「不法な方法」による取得行為も処罰の対象とされますが、この「不法な行為」とは、範囲が不明確で、マスコミや私たち市民も対象となってしまいます。

私たちは、このような危険な法律に反対です。

私たちの生活に関わるこの秘密保護法制が、私たちにほとんど知らされず、国会で審議されようとしています。
このような危険な法律の成立は許すことができません。

各界からも反対意見

日本弁護士連合会や日本新聞協会など、秘密保全法に対する反対の意見が出されています。
また、２月９日付け東京新聞では「一般市民にも処罰及ぶ恐れ」「原発情報隠し正当化も可能」と、大きく取り上げられました。